

ノルディック・ウォーク指導員規定

平成 23 年 10 月 1 日改定

(任務)

第 1 条 ノルディック・ウォーク公認指導員（以下「指導員」という）は、ノルディック・ウォークの先導者として自覚と誇りをもって、「すべての人々の健康増進に寄与すべくディフェンシブからアグレッシブに至るまで」の運動強度別の指導プログラムを身に付けその普及発展に努めなければならない。

(資格)

第 2 条 指導員は全国共通の資格を有する。
指導員の資格検定については、別に定める。

(資格の確認)

第 3 条 指導員は、指導員ライセンスの交付を受けなければならない。

(義務)

第 4 条 指導員は次の各号に掲げる義務を負うものとする。

(1) 日進月歩の学術的、医学的効果・効能を学び習得する為、指導員は次の各号に掲げる学会連携の統一研修会のいずれかに 1 回は必ず参加しなければならない。

4 月／日本慢性期医療学会連携（大阪）

6 月／日本ウォーキング学会連携（京都）

9 月／日本認知症予防学会連携（福岡）

日本プライマリケア連合学会連携（福岡）

(2) 指導員の任務を完遂するため、(社)全日本ノルディック・ウォーク連盟の実施する指導員研修会に積極的に参加しなければならない。

(3) 指導員は全国各地でノルディック・ウォークが行われる大会やイベントには積極的に参加しなければならない。

(4) 指導員は所属都道府県におけるノルディック・ウォークの普及施策において相談を受けたとき、持てる情報を開示し率先してその任にあたらなければならない。

(5) 都道府県連が設置されている地域には各々が県連に対し自主的に登録申請を行い各県連行事に対して積極的に協力しなければならない。

(資格の停止)

第5条 指導員で、次の各号に該当する者は、指導員の資格を停止するものとする。

- (1) 年5回実施される学会連携の統一研修会に一度も参加しなかった場合。
- (2) 所定の研修会に3回続けて参加しなかった場合。
- (3) 所定の大会に一度も参加しなかった場合。
- (4) ライセンスの更新手続きをおこなわなかったとき。
- (5) 公認指導員としての義務を履行せず本部事務局からの注意勧告に従わなかったとき。

※尚、文中の「所定の研修会」及び「所定の大会」とは指導員手帳及び指導員カレンダーに掲載されている総ての催事を示す。

(資格の喪失)

第6条 指導員で次の各号に該当する者は、理事会の決定によって、指導員の資格を喪失するものとする。

- (1) 指導員として体面を汚すような行為があったとき。
- (2) 学会連携研修会、公認指導員統一研修会もしくは所定のブロック研修会等に一度も参加しなかったとき。
- (3) ライセンスの更新手続きを行わず本部事務局からの注意勧告に従わなかったとき。
- (4) 資格停止期間が2年経過したとき。
- (5) 公認指導員としての義務を履行せず本部事務局からの注意勧告に従わなかったとき。

指導員が辞任したいときは、その理由を付し、所属都道府県指導部(WLM)を経て、本連盟会長にその旨を届け出て、理事会の承認されたものは、指導員資格を喪失するものとする。

(規定の改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

※尚、本年度より新たに立ち上がる「日本ノルディック・ウォーク学会」の設立総会&統一研修会(鳥取)の開催においては公認指導員としての参加はもとより学会への積極的な入会が望まれる。

年5回実施される学会連携の研修会全てに参加された指導員は主任指導員への昇格、既に主任指導員である者は主席指導員への昇格が認められる。又、同時にスポーツサイエンス委員会への参画を希望される指導員は受験の際に推薦入試を受けることができる。